

生活協同組合おかやまコープ定款

目次

- 第1章 総則(第1条～第5条)
- 第2章 組合員及び出資金(第6条～第17条)
- 第3章 役職員(第18条～第43条)
- 第4章 総代会(第44条～第67条)
- 第5章 事業の執行(第68条～第69条)
- 第6章 会計(第70条～第84条)
- 第7章 解散(第85条～第86条)
- 第8章 雑則(第87条～第89条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この消費生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、民主的運営により組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、生活協同組合おかやまコープという。

(事業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設（第5号に掲げるものを除く。）を設置し、組合員に利用させる事業
- (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (4) 組合員の生活の共済を図る事業
- (5) 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であつて組合員に利用させるもの
- (6) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (7) 前各号の事業に附帯する事業

(区域)

第4条 この組合の区域は、岡山県下一円とする。

(事務所の所在地)

第5条 この組合は、事務所を岡山県岡山市に置く。